

NPO法人の皆様へ

平成24年4月1日から特定非営利活動促進法・同施行令及び組合等登記令の一部改正により

- 1 特定非営利活動法人の代表権に関する登記事項等が変わりました。
- 2 現在登記されている「理事」についても変更が必要なケースがあります。

理事の代表権について

これまで、特定非営利活動法人の理事は、定款によって代表権を制限する定めがあっても、善意の第三者に対抗できないとされていたため、理事全員を「代表権を有する者」として登記をする必要がありました。

しかし、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律及び同施行令（以下「NPO法等」という。）では、理事の代表権に加えた制限を善意の第三者に対抗することができないとする旨の規定が削除され、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が登記事項とされました。

したがって、平成24年4月1日のNPO法等の施行後は、法人の理事の中で「代表権を有する理事」のみが登記事項となりました（組合等登記令第2条）。

定款に定める代表権の範囲又は制限について

現在の定款に、「理事長は、この法人を代表する。」「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」又は「理事〇〇は△△県□□市◇◇町●●番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。」などの定めがあれば、代表権の範囲又は制限の定めになります。

登記の手続きについて

定款に代表権の範囲又は制限の定めがある法人は、施行日（平成24年4月1日）から6か月以内（平成24年10月1日（月）まで）に、代表権を有する理事以外の代表権を制限された理事（代表権を有しない理事）について、「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする変更の登記をしなければならないこととされました。

なお、代表権を有する理事については、変更の登記をする必要はありません。

【添付書類】

- ① 定款
- ② 代表権を有する理事を選定した書面
- ③ 代表権を有する理事の就任承諾書

※ この変更の登記は、平成24年4月1日から6か月以内に、法人が他の登記申請（例えば、平成24年4月1日以降新たに法人を代表する理事を選任した場合の役員変更登記、目的等の変更登記等）をする場合には、その変更登記の申請と同時に申請する必要があります。

その他

登記申請書の様式については、法務省ホームページの「登記—商業・法人登記—」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/houjintouki.html>)

の「商業・法人登記関係の主な通達等」をご覧ください。

なお、ご不明な点は、以下にお問い合わせください。

〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15（九段第2合同庁舎）
東京法務局法人登記部門
Tel 03-5213-1337

